

聖籠町分別収集計画

(計画期間:令和5年4月～令和10年3月)

令和4年6月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
(法第 8 条第 2 項第 1 号)	
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
(法第 8 条第 2 項第 2 号)	
(1) 町における排出抑制方策の推進	
(2) 意識啓発・環境教育の推進	
(3) 過剰包装の抑制	
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
(法第 8 条第 2 項第 3 号)	
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
(法第 8 条第 2 項第 4 号)	
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
(法第 8 条第 2 項第 5 号)	
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
(法第 8 条第 2 項第 6 号)	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 7
（法第8条第2項第7号）

- (1) 資源ごみ分別収集の徹底
- (2) 情報提供の仕組みづくり
- (3) 資源ごみ集団回収の促進

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済や個々のライフスタイルを見直し、全国的に推進されている廃棄物の 3R と呼ばれる Reduce（排出抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）の 3 本柱に Refuse（発生回避）を加えた 4R 活動を推進し、ごみ減量化対策を推進することが求められている。

本町でも、平成 7 年度の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）の制定後、平成 10 年度から可燃ごみの有料化や資源ごみ分別収集を開始し、ごみの排出量は減少傾向にあった。しかし、再び増加傾向が見られるようになったことから、平成 15 年度に可燃ごみ指定袋への小袋の導入、プラスチック製容器包装の分別収集開始、平成 18 年度にはスチール缶の分別収集開始、平成 24 年度には町内全域で生ごみの分別収集開始など更なるごみ減量に向けた取組を進めている（生ごみ分別収集は平成 30 年度に廃止）。

本計画は、このような状況の中、容器包装リサイクル法第 8 条に基づいて容器包装廃棄物の分別収集を推進し、資源の有効利用と最終処分量の削減を図ることを目的として町民、事業者、行政それぞれの役割を明確にし、具体的な方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進によりごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設の延命化を図るとともに、「資源が循環して再利用されるまちづくり」の形成を目指していかなければならない。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生回避、発生抑制、再利用、再資源化を基本とした地域社会づくりの実現を目指す。
- ・ ごみ減量化を含む環境負荷の低減に対し、町民及び事業者が積極的に取り組める仕組みづくりを行う。
- ・ 町民、事業者及び行政が一体となって協力し合える仕組みづくりを行う。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに見直しを行う。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	334t	334t	334t	333t	333t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制を図るため、以下の方策を実施していく。なお、実施に当たっては町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割分担し、相互に協力・連携を図りながら4Rに関する活動を積極的に推進する。

(1) 町における排出抑制方策の推進

- ・町が実施する全ての事務・事業活動において、環境に優しい行動を実践するために定めた行動計画「聖籠エコ・オフィス・チャレンジプラン」に従い、容器包装廃棄物についても資源ごみ分別の徹底等により、その減量・資源化に努める。
- ・国の指針に準拠して定めた「グリーン購入に関する指針」に従い、エコ商品や簡易包装の選択により容器包装廃棄物の減量・資源化に努める。
- ・環境マネジメントシステムに基づく各種プログラムの作成により、町事業における発生回避、排出抑制、再利用、再資源化の4R活動を推進する。

(2) 意識啓発・環境教育の推進

- ・町民に対し、使い捨て商品の購入自粛、再生品の利用、簡易包装の選択、資源ごみの分別など、4Rを意識したエコライフの啓発を図る。
- ・事業者に対し長期使用、再生可能、リサイクル処理が容易な製品の製造、加工、販売等を率先して行うよう啓発を図る。
- ・町のリサイクルの現状、ごみ処理の状況、環境にやさしい製品、エコライフやエコ事業活動など町民、事業者に対する4R活動につながる情報提供の仕組みづくりを検討する。
- ・小学校、中学校、幼稚園・こども園等を通じ、子どもたちに町のごみ処理の現状やごみ減量化の取組、ごみがリサイクルされるまでの仕組み、資源の大切さなどを教える環境教育を推進する。
- ・広報紙、ホームページ等を活用した広報活動を展開し、継続した啓発・情報提供に努める。

(3) 過剰包装の抑制

- ・事業者と協力し、過剰包装を抑制して包装の簡素化を促進する他、マイバッグの普及促進のための方策を検討する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類については、これまで行ってきた分別収集の種類、方法及び処理施設の整備状況等により勘案し、収集に係る分別の区分については、町民の協力度、処理施設、収集機材等を勘案し、下表のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	空き缶類
主としてアルミ製の容器	空き缶類
主としてガラス製容器 ┣ 無色のガラス製容器 ┣ 茶色のガラス製容器 ┣ その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙パック、段ボール以外の紙製容器包装（古紙（雑誌類）に含める）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）を含む）

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	19t		19t		19t		19t		19t	
主としてアルミ製の容器	20t		20t		20t		20t		20t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	31t		31t		31t		31t		31t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	t	31t	t	31t	t	31t	t	31t	t	31t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	23t		23t		23t		23t		23t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	t	23t	t	23t	t	23t	t	23t	t	23t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	8t		8t		8t		8t		8t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	t	8t	t	8t	t	8t	t	8t	t	8t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	3t		3t		3t		3t		3t	
主として段ボール製の容器	40t		40t		40t		40t		40t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	30t		30t		30t		30t		30t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	t	30t	t	30t	t	30t	t	30t	t	30t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	39t		39t		39t		39t		39t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	39t	t	39t	t	39t	t	39t	t	39t	t
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの(白色トレイを含む)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	121t		121t		121t		120t		120t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	121t	t	121t	t	121t	t	120t	t	120t	t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{分別収集基準適合物等の推計原単位} \times 365 \text{ 日} \times \text{推計人口}$$

- ・推計人口は、過去5年の人口推移から今後の人口変動を減少率0.0017%と見込み、以下のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
14,030 人	14,006 人	13,983 人	13,959 人	13,935 人

- ・分別収集基準適合物等の推計原単位については、収集実績から過去の年度毎の原単位（g/人・日）を算出し、その年度間の推移をもとに令和５年度以降の推計値を、以下のとおり設定した。

	令和５年度 (g/人・日)	令和６年度 (g/人・日)	令和７年度 (g/人・日)	令和８年度 (g/人・日)	令和９年度 (g/人・日)
スチール製容器	3.72	3.72	3.72	3.72	3.72
アルミ製容器	3.84	3.84	3.84	3.84	3.84
ガラス製容器	16.12	16.12	16.12	16.12	16.12
飲料用紙製容器	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64
段ボール	7.83	7.83	7.83	7.83	7.83
その他の紙製容器包装	-	-	-	-	-
ペットボトル	7.61	7.61	7.61	7.61	7.61
その他のプラスチック製容器包装	23.62	23.62	23.62	23.62	23.62

- ※ １）スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装は、比較的安定して推移しているため、平成２９年度から令和３年度の５箇年の原単位の平均等を用いて予測
- ２）その他の紙製容器包装は雑誌類と一緒に回収しており、単独の収集量の実績がないことから、原単位は算出せず、環境省が平成２８年度から令和２年度に行った一般廃棄物の組成調査の結果から得られた各市別のごみ排出量（D2）に占める容器包装廃棄物の比率及び平均値を参考に、容器包装廃棄物の平均比率（２１．８％）及び推定回収率（２．７％）の値を用いて収集量を算出

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）

容器包装廃棄物は、現行の収集体制を維持して分別収集を行う。なお、これらの収集、選別、保管体制は以下のとおりとし、必要に応じて見直しを行う。

容器包装の種類		分別収集に係る区分	収集運搬段階	選別保管等段階	備 考
金 属	スチール製の容器	空き缶類	委託業者によるステーション回収	処理業者	
	アルミ製の容器	空き缶類	委託業者によるステーション回収	処理業者	
ガラス	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん	委託業者によるステーション回収	委託業者	

紙 類	紙製容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック	委託業者によるステーション回収	処理業者	
	段ボール	段ボール	委託業者によるステーション回収	処理業者	
	主として紙製容器包装であって上記以外のもの	紙パック・段ボール以外の紙製容器包装	委託業者によるステーション回収	処理業者	古紙(雑誌類)に含めて回収
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	委託業者によるステーション回収	豊栄環境センター	
	プラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装(白色トレイ含む)	委託業者によるステーション回収	豊栄環境センター	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別する容器包装廃棄物については、令和5年度以降も、以下のとおり現行の体制を継続する。ただし、今後の施設整備の状況によっては収集形式、中間処理等を変更する可能性も考えられる。

容器包装の種類	分別収集に係る区分	収集容器	中間処理等	備 考
スチール製の容器	空き缶類	網袋	処理業者	
アルミ製の容器	空き缶類	網袋	処理業者	
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん	コンテナ	委託業者	
紙製容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック	網袋	処理業者	
段ボール	段ボール	縛る	処理業者	
主として紙製容器包装であって上記以外のもの	紙パック・段ボール以外の紙製容器包装	縛る	処理業者	古紙(雑誌類)に含めて回収

ペットボトル	ペットボトル	網袋	豊栄環境センター (選別・圧縮)	
プラスチック製の容器包装 であってペットボトル以外 のもの	ペットボトル 以外のプラス チック製容器 包装(白色ト レイ含む)	網袋	豊栄環境センター (選別・圧縮)	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項
(法第8条第2項第7号)

(1) 資源ごみ分別収集の徹底

- ・未だに可燃ごみ、不燃ごみの中に多くの容器包装廃棄物が混入していることから、資源ごみの更なる分別徹底を図る。
- ・事業者の排出する容器包装廃棄物について、資源ごみとしての分別、リサイクルを徹底するための啓発を図る。

(2) 情報提供の仕組みづくり

- ・収集委託業者からよく報告を受けるような容器包装廃棄物の分別ができていないものについて、町民及び事業者へ情報をフィードバックする仕組みを検討する。

(3) 資源ごみ集団回収の促進

- ・町の委託収集のみでなく、集落単位などで、町民が率先してごみの回収に関わることのできる集団回収のあり方について、支援制度等も含め検討する。